

5 公財高評第 136 号

令和 5 年 12 月 11 日

SBI 大学院大学

理事長 北尾 吉孝 様

学 長 蟹瀬 誠一 様

公益財団法人 日本高等教育評価機構

理事長 石井 正彦



(印影印刷)

改善報告等に対する審査の結果について（通知）

謹啓 師走の候、貴学におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当機構「大学評価判定委員会」は、「大学機関別認証評価に関する規程」にのっとり、令和 5(2023)年 7 月に貴学から提出された改善報告書について審査し、その結果を別紙のとおり取りまとめましたので、通知いたします。

謹白

問い合わせ先：

公益財団法人 日本高等教育評価機構

評価事業部 陸・江成

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11

第 2 星光ビル 2 階

TEL. 03-5211-5181 / FAX. 03-5211-5132

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

SBI 大学院大学

基準項目 1－2 について

①改善を要する点の内容

学則第 2 条に研究科名・専攻名が定められていない点については改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

SBI 大学院大学

基準項目 2－1 について

①改善を要する点の内容

学生募集について、志願者数の増加を理由に令和 3(2021)年度秋学期の出願受付を期間途中で打切っているが、入学希望者に進路変更などの影響を与えかねないことから、本来の出願期間のとおりに出願を受け、選考を行うよう改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

SBI 大学院大学

基準項目 4－1 について

①改善を要する点の内容

学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に基づき、学則第 13 条の 3 にある「教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が定め、周知するよう改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

学則第 13 条第 3 項第 3 号に「学長が定める」と表記しているのに対し、研究科委員会規程第 5 条第 1 項第 3 号では「議長が定める」と表記しているため、規則間の整合性を図ることが望まれる。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

SBI 大学院大学

基準項目 5－2 について

①改善を要する点の内容

私立学校法第 45 条の 2 で求められている会計年度ごとの事業計画を策定せず、「事業活動収支計算書」をもって事業計画として理事会、評議員会において、次年度の予算の中で審議・決定していることは改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

SBI 大学院大学

基準項目 5－3 について

①改善を要する点の内容

理事会で議決していない決算について、先に評議員会で議論・決定しているが、私立学校法第 46 条及び寄附行為第 35 条に基づき、理事会での承認後、評議員会に報告し、意見を求めるよう改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

SBI 大学院大学

基準項目 5－5 について

①改善を要する点の内容

活動区分資金収支計算書が数年にわたって作成されず、また公開されていないため、改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

SBI 大学院大学

基準項目 6－1 について

①改善を要する点の内容

自己点検委員会をはじめ七つの専門委員会の役割などを「2021 年度 SBI 大学院大学委員会体制」に示しているが、各委員会のより詳細な役割、関係性及び位置付けを明確にすべく、規則を整備するよう改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

SBI 大学院大学

基準項目 6－3 について

①改善を要する点の内容

学生募集における出願受付期間途中での打ち切り、理事会・評議員会の運営などのガバナンス面での不備、学則など規則に不備が散見することから、主に管理運営面で内部質保証上の機能性が十分とは言えないため、改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。